

29 新監査第 357 号
平成 29 年 10 月 13 日

請求人 様

新宿区監査委員 岩 田 一 喜
同 濱 田 幸 二
同 白 井 裕 子
同 有 馬 としろう

新宿区職員措置請求について（通知）

平成 29 年 9 月 29 日付けで提出された住民監査請求書に基づく新宿区職員措置請求（住民監査請求）については、下記の理由により却下することに決定したので通知します。

記

却下の理由

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）に定める住民監査請求では、地方公共団体の住民が、地方公共団体の長若しくは委員会若しくは委員又は地方公共団体の職員について、違法又は不当な財務会計上の行為又は怠る事実があると認めるときは、これらを証する書面を添え、監査委員に対し、監査を求めることができるとされている。

請求人は、請求人の親族に対する区長による成年後見の申立てを違法又は不当な行為であるとし、その理由として請求人が扶養義務者の審判を受けて世話をしてきたこと、親族の同意を欠いた申立てであること、請求人が入院中であることを知らずに申立てを行ったこと等を挙げている。

しかるに、請求人が違法又は不当な行為であると主張しているのは、区長による成年後見の申立てであり、これは財務的処理を直接の目的とする行為ではなく、財務会計上の行為には当たらないため、本件請求は法第 242 条第 1 項に

規定する要件を備えているものとは認められない。

また、請求人は、当該申立て行為によりその手続に必要な費用の損害が区に生じていると述べているが、その事実を証する書面の提出はなく、違法又は不当な財務会計上の行為の特定認識をすることができないため、この点においても請求の要件を備えていない。